

京都市告示第 69 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 20 年 4 月 9 日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類 市 道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
西賀茂 1 号線	北区西賀茂下庄田町 4 番地の 1 地先から 同町 13 番地の 5 地先まで	旧	メートル 144.40	メートル 3.50 ~ 6.15
		新	159.70	4.00 ~ 13.90
岩倉 12 号線	左京区岩倉幡枝町 79 番地地先から 同町 81 番地の 8 地先まで	旧	44.30	4.90 ~ 7.90
		新	44.30	4.74 ~ 8.30
岩倉 31 号線	左京区岩倉幡枝町 79 番地地先内	旧	13.80	2.10
		新	11.10	3.46

(建設局土木管理部道路明示課)